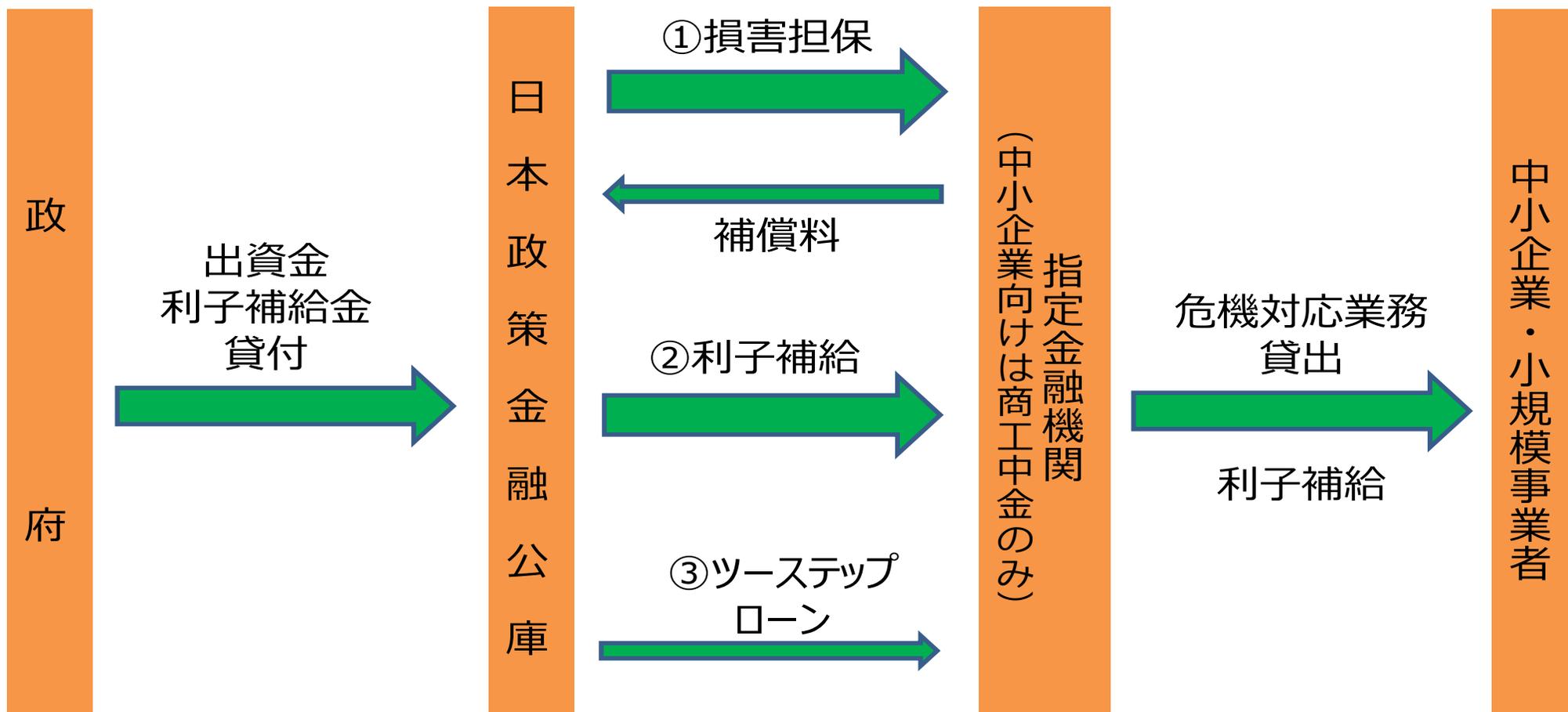


商工中金の危機対応業務 の見直しについて

平成30年4月

危機対応業務のスキーム

- 危機対応業務とは、国費によって、貸倒リスクの高い中小企業への融資の補償や利子の引下げを行うことで、大規模な自然災害やリーマンショック等の危機に際して中小企業の資金繰りを支える仕組み。
- 危機対応業務の対象となる危機事案は、主務大臣が認定。



商工中金危機対応業務の実績①

○事案毎の実績(平成20年10月～平成29年3月)

→ 危機対応融資22万2千件のうち、経済事象が18万2千件(10兆2千億円)、災害対応が約4万件(2兆3千億円)となっている。

危機事案	融資件数	融資金額
①経済事象		
国際金融関連(リーマン・ショック)	72,939件	4兆7,924億円
円高等関連	45,771件	2兆3,635億円
原材料高・デフレ関連	63,251件	3兆 104億円
【合計】	181,961件	10兆1,663億円
②災害対応等		
東日本大震災関連	38,497件	2兆2,080億円
その他災害等(熊本地震関連含む)	1,147件	564億円
【合計】	39,644件	2兆2,644億円
総計(①+②)	221,605件	12兆4,307億円

商工中金危機対応業務の実績②

< 融資実績(ストック) >

	危機対応業務 額(円)	プロパー 額(円)
平成19年度		9兆1,149億
平成20年度	3,846 億	8兆7,766億
平成21年度	2兆3,015億	7兆1,541億
平成22年度	3兆3,447億	6兆1,755億
平成23年度	3兆9,510億	5兆6,759億
平成24年度	4兆1,527億	5兆3,963億
平成25年度	4兆249億	5兆4,635億
平成26年度	3兆6,865億	5兆8,166億
平成27年度	3兆3,829億	6兆1,566億
平成28年度	2兆6,700億	6兆6,868億

< 融資実績(フロー) >

	融資額全体(フロー) (円)		
		1年超の 融資額(円)	危機対応業務 ※大半が1年超の貸付(円)
平成19年度	14兆4,163億	2兆511億	
平成20年度	15兆6,820億	2兆5,355億	3,864億
平成21年度	14兆1,826億	2兆7,406億	2兆3,279億
平成22年度	12兆9,432億	2兆5,787億	2兆1,112億
平成23年度	12兆0,083億	2兆5,210億	1兆7,782億
平成24年度	11兆6,377億	2兆3,439億	1兆5,297億
平成25年度	11兆6,981億	2兆5,897億	1兆4,333億
平成26年度	11兆6,699億	2兆7,638億	1兆2,385億
平成27年度	11兆4,416億	2兆7,263億	1兆775億
平成28年度	11兆5,176億	2兆7,901億	5,479億

※平成28年度実績2兆6,700億円のうち、経営環境変化対応資金(円高等、原材料高・デフレ等)の実績は2兆3,163億円。

※平成28年度実績5,479億円のうち、経営環境変化対応資金(円高等、原材料高・デフレ等)の実績は5,035億円。

「商工中金の在り方検討会」提言（平成30年1月11日）（抄）

2. 商工中金の危機対応業務の見直し

- 商工中金の危機対応業務については、今般の不正事案の結果を踏まえれば、抜本の見直しを行うことが必要不可欠。
- 商工中金は現行の危機対応業務から災害対応（28年度の実績5479億円のうち443億円）を除き全面撤退し、危機事象「デフレ脱却等」を廃止すべき。
- 商工中金は、今後は政策目的を「真の危機時における流動性供給」に絞り込み、以下のような抜本的な見直しを実施すべき。
 - ・ 危機事象をリーマンショックや大規模災害等の真の危機時に限定
 - ・ 危機事象につき定期モニタリング。経済事象の原則的な時限を1年（延長しても2年）とする
 - ・ 短期的な融資を主とし、設備投資への長期融資は災害時などに実施
 - ・ 「武器化」の弊害が大きかった（※）利子補給については、災害時など極めて限定的に適用
※今回の不正事案の9割で利用
 - ・ 危機対応準備金（1500億円）について、今後の危機対応融資残高の減少を踏まえて適正な水準を検討
- その上で、実際に真の危機が発生した際に、危機関連保証（※）等のセーフティネット保証を活用した民間金融機関の対応と上記見直し後の危機対応業務について、パフォーマンスを徹底的に比較検証し、商工中金の危機対応業務を実施する責務が引き続き必要かどうかを検証すべき。併せて、危機時の政策的対応についても不断に幅広く検討していくべき。
※大規模危機時に全国一律での100%信用保証を早期に発動する仕組み（保証枠は通常のものとは合計で最大8.4億円）。昨年（平成29年）の信用保険法改正により、本年4月からスタート。

提言を踏まえた危機対応業務の見直し

- 商工中金の危機対応業務について、「商工中金の在り方検討会」の提言を受け、本年3月末をもって以下の見直しを実施（大臣告示の改正等、必要な規定を整備済）。

- 経済事象「デフレ脱却等」は3月末で廃止し、足下では危機事案は自然災害のみとなる。

平成30年4月1日からの危機事案
東日本大震災
平成28年熊本地震による災害
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（福岡県朝倉市・朝倉郡東峰村）

- 今後は、自然災害では東日本大震災や熊本地震など激甚災害であって特に中小企業への影響が大きい場合に、経済事象では突発的事象によって全国的な信用収縮が生じる場合（本年4月1日より制度施行となった危機関連保証と同一の発動基準・指定期間※）に限定して発動することを予定。 商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会において定期的にモニタリング。

※発動基準は、突発的事象により、全国的な資金繰り状況の客観的指標である資金繰りDI等がリーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下し、中小企業について全国的かつ著しい信用収縮が発生し、国としてその発動の必要があると認める場合。指定期間は原則1年（最大2年）。

- また、短期的な融資を主とし、設備投資への長期融資は災害時などに実施。利子補給は、民間とのイコールフットイングの観点から、災害時など極めて限定的な運用とする。

注）危機対応準備金（1500億円）については、今後の危機対応融資残高の減少を踏まえて適正な水準を検討。

【参考】危機対応業務の根拠(株式会社日本政策金融公庫法)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるものをいう。

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け（以下「特定資金の貸付け等」という。）のうち、公庫からの信用の供与を受けて行うものをいう。

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一～六 (略)

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第二十二条 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事案、実施期間その他これらの業務の実施に関して必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

【参考】株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）関係規定

（目的）

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

附 則

（この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（危機対応業務の実施の責務）

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

【参考】信用保証制度における危機関連保証の創設について（平成30年4月より開始）

- 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
- 本措置は、危機の状況が去った段階で速やかに終了しなければ市場を歪めることにもなりかねないため、原則1年以内と予め期限を区切って実施する。（ただし、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能。）

（1）危機関連保証の概要

対象者	売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	通常の保証枠と別枠で最大2.8億円 （普通2億、無担保0.8億、特別小口0.2億） ※セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る）、東日本大震災復興緊急保証と合わせて5.6億円まで
保証割合	100%保証
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
保証料率 （保険料率）	0.8%以下（0.41%）
てん補率	90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間内に貸付を実行する必要あり。 ・取扱金融機関は本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、信用保証協会に対してその内容を報告する必要あり（ただし、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない）。

（2）危機発生から危機関連保証の利用までのフロー

